

その處罰の方法も亦、年長者の間に相談されて決定するのだが、罰則のうちで最も輕いのを「無念」といひ、座長から「皆さんに無念を立てなさい」と言渡されると、「無念でありました」と詫びて事が済んだ。

次が「竹筥」で、これにはまた掌と甲の差別、及び數に依つても輕重が種々に分れたものだが實施に當つては座長が嚴重に監視して居て、常に親しい間だからとて手加減するやうなことがあると幾度でもやり直しを命ぜられたものである。

一番の嚴罰は絶交で、之を「派切る」と稱し、一度派切られると、父なり兄なりが附添つて來て班長に詫び、之が解除を求めない限り、再び「遊び」の仲間に入れない定めであつたから最も恐れられた。

尤も、これは一番の嚴罰だから、破廉恥の行爲でもない限り、容易に課せらるゝことはなかつたが、或る非常に威張屋の班長がこの罰則を濫用して片端から派切つてしまつたところ、何時か自分だけ矮つてひとりぼつちになつて居り、却つて己れが派切られた形になつたのに驚いて、また我から絶交を解除しなければならなかつた……といふやうな笑話も遺つてゐる。

尙この他に、被告少年の手を火鉢に騎させ置き、一同が指先に鼻脂を付けてはその手に摺り付け、火に焙る「手炙り」とか、冬季には積つた雪の中に突倒して置いて上から雪をかける「雪埋め」など、いふ特殊の刑罰もあつた。

で、子供心に一番恐れられたのは、この「お話」の後の審問で、かうして「遊び仲間」と一緒に在る限りは無事だが、單獨行動をとる場合、何處で誰が見て居て明日の審問會に掛けらるゝか知れないので、自分の屋敷の柿の木に登つて柿の實を探つてゐるときでも、通りがりの年長者を認めると大聲で呼び止めて樹の上からお辭儀をしたものである。

従つて審問に當つても、愈々判決確定して如上の刑罰を受くるに至るまでは中々波瀾曲折を極めたもので、例へば誰某さんは戸外で女と立話をしてゐたと告げたものがあつたとすると、查問の結果それが姉であつたことが明らかになつた、——といふやうな場合は、九歳の座長では裁きが付か

会津魂を培へるもの

一七

### 内容見本

そこで誰か年長者に訊ねてみる。——と、姉とならば戸外で立話をしたつて差支なからうではないかと云はるればそれで済むのである。しかし、毎日のことであるから、こんな簡単な問題ばかりではない。もつと複雑で、もつとデリケートな問題に時々當面する。さういふときは、年長者より年長者へと意見を聞く爲めに戸外に立つて通りがりの人を捕へて訊ねてもいいことになつてゐた。さうして誰でも年長者であればその人の言に従つたのである。

だから、この結果前判決が翻されることも間々あつて、或日某が戸外でものを喰べてゐたといふ訴へがあつたので調べてみると、それは自分の屋敷の栗の木に石を打つて實を落して喰べてゐたのである。すると、その位のこととは咎めなくともよからうといふ者があり、いやいけないといふ者があり、決斷がつかないので年長者に訊いてみることになつた。すると、それしきのことと罰を與へなくともよいではないか、と云はれたので謝罪せず済む筈であつたが、更に年長者を捕へて訊ねてみたら、大したことはないが、そんなことでもせぬ方がよいと云はれたので前の判決は覆された……といふやうな例がある。

——斯くして子供の惡癖矯正にはこの「遊び仲間」の制裁が最も効果的であつた。父兄の膝下に呼び付けられて如何に強く叱責さるゝよりも、多勢の面前で「無念でありました」と一言謝罪する方が武士の子弟としては遙に辛かつたのである。

また、卑怯な振舞をしてはならぬ、と常に厳しく教へられてゐたので、途中で他の班の子供たちに出會した時なども、小人数の方がわざと肩を怒らして威張つて通つたもので、それに對して多人數の方から惡口を浴せかけたり、手出しでもしやうものなら、「卑怯！」と咎められて早速明日の審問に附せられるといふ有様、この仲間同志の團結力の鞏固さは、とても今日の同じ年頃の子供たちを見る眼では想像もつかぬ程であつた。

#### 遊戯の種類々

さて、この「お話」が済むと、荒天でない限り戸外へ出て日没まで遊び暮すのであるが、その遊戯の主なるものを擧げてみると、「根ツ木打ち」と云つて、一尺乃至一尺五寸位の木杭の末端を尖らしたものを交互に地上に打ち込み、相手の根ツ木を打倒すか、又は刎ね飛ばしたものを勝とする遊びや、「タン轉がし」と云つて、紐を源平に分ち、一方が樽の鏡のやうな圓板を地上に轉がせば一方は棍棒を以て之を受け止めるのであるが、受け損じた方が敗となる遊び、又は、「氣根くらべ」

会津魂を培へるもの

一九

## 大藩 秘籍

# 会津全書

### 日新館童子訓／千載之松

ちとせ

会津の先学が会津魂の精髓を世に問おうとして『会津全書』という題で出版

- ①別名『会津論語』の註入り本
- ②名君・保科正之公唯一の伝記

日本がこんなになつた今、すべての国民に読ませたい本です

八 天守閣は後廻し

同年秋、江戸城御殿向残らず普請成就す。但し天守は出来せず、是は火事以後天守始普請の義、井伊掃部頭、酒井空印等相談の時、公の義に、天守は近代織田右府以來の事にて、さのみ城の要害に利あると申すにも非ず、ただ達く觀望致す迄の事なり。方今武家町家大小の輩家作致す砌に、公儀の作事永引たらば下々の障にも成るべし、斯様の儀に國財を費すべき時節に非ざるべし、當分延引可然との儀にて共普請は暫く御沙汰止になれり。

〔解説〕 天守は遠方觀望に便するので、強ち不要といふではないが、夫々政務の機關備ひ、居乍らにして六十餘州の情報に接し、天下に號令する將軍の居城には敢て急に必要とするものでない、——といふのが土津公の意見であつたのである。

九 仁慈非人に及ぶ

同年冬、會津表縁寡孤獨の貧人ども不飢様隨分注意し、食物は米ならずともなにか取ませて身命つなく様心得させ施す様にと御意あり、此以來毎度一人一日二合づゝの積にて社倉米の内を以て施

薄茶けたB5判の原本をA5判に拡大。紙の白さも含め、まるで別の本。こんなに読みやすくなるだけでも復刻の効用は計り知れません。

與あり、又貧人に等しき者等へも、其者取付出来る迄此積を以て五ヶ月、又は七八ヶ月下さる。取立不成は其儘下されたり。又所縁なき乞食等、橋下或は大木の根などに居、風雨に當られ倒居る體不便の事なりとて、乞食小屋、馬場町末に建られしが今尙ほ存す。

十 世相不穩に善處

同三年庚子、日光山參宮あるべき筈なれども、近頃度々出火あり不穩故、先御延引可然旨仰上られ御沙汰止となれり。又同年の春諸大名の献上等最早舊例にても苦しからざるべき由僉議の所、先是迄の通にて可然由仰上られ、是亦御

八 天守閣は後廻し

同年十月、堀田上野介、己が居城にみたること一日もなく、其上旗本の面付られ度志願にて領土差上度由、公並少輔へ預けられ、子息帶刀へ一萬俵下

十一 堀田上野介

同年秋、江戸城御殿向残らず普請成就す。但し天守は出来せず、是は火事以後天守始普請の義、井伊掃部頭、酒井空印等相談の時、公の義に、天守は近代織田右府以來の事にて、さのみ城の要害に利あると申すにも非ず、ただ達く觀望致す迄の事なり。方今武家町家大小の輩家作致す砌に、公儀の作事永引たらば下々の障にも成るべし、斯様の儀に國財を費すべき時節に非ざるべし、當分延引可然との儀にて共普請は暫く御沙汰止になれり。

九 仁慈非人に及ぶ

同年冬、會津表縁寡孤獨の貧人ども不飢様隨分注意し、食物は米ならずともなにか取ませて身命つなく様心得させ施す様にと御意あり、此以來毎度一人一日二合づゝの積にて社倉米の内を以て施



## わが座右の書物

### 『会津全書 日新館童子訓・千載之松』

作家 中村彰彦

いささか生意気なようではあるが、私はかねがね、会津史を深く研究するには第一に初代藩主保科正之の人と思想を理解すること、第二に同藩最高の名家老田中玄宰はるなかによる寛政の改革を頭に入れることが必要不可欠だ、と言ったり書いたりしてきた。会津鼯鼠の人には幕末好きが多いようだが、保科正之が手塩にかけて育て、田中玄宰が彫琢した会津藩二十三万石の土風を知れば、最後の藩主松平容保かたもりが京都守護職という損な役目を引き受けざるを得なかったこともすんなりと理解できるのだ。

昭和十三年（一九三八）九月、教材社刊の石川政芳編註『大藩秘籍 会津全書』に収録された『日新館童子訓』と『千載之松ちとせのまつ』こそは、保科正之と田中玄宰の時代を知るための大きな手掛かりとなる重要文献にほかならない。

便宜上『千載之松』から紹介すると、これは玄宰と同時代の会津藩士で儒学者でもあった大河原臣教おみのりが編纂した保科正之の伝記である。慶長十六年（一六一一）五月、徳川二代將軍秀忠と秘密の側室お静の方の間に生まれた正之（幼名、幸松きんまつ）は、徳川の姓も与えられなければ江戸城にも招かれぬという非情な扱いを受けた上に、七歳にして信州高遠藩保科家二万五千石（のち三万石）へ養子に出された。

こうして保科幸松と称した少年は、養父保科肥後守正光が死亡すると保科家を相続して肥後守正之名乗り、異母兄である三代將軍家光に誠実一途の知的な人柄を高く評価されて出羽山形藩二十万石を經、寛永二十年（一六四三）に会津藩を立藩するに至る（松平に改姓にするのは三代藩主正容まさかたの時代）。

家光の遺命により、十一歳で四代將軍となった家綱の輔弼ほひつ役に就任した正之は、江戸時代を通して眺めてもまことに見事なまでの指導力を発揮した大人物であった。私はその業績を以下の九項目に分類したことがあるので、それを紹介したい。

將軍輔弼役としての功績としては、①家綱政権の「三大美事」の達成（末期養子の禁の緩和、大名証人（人質）制度の廃止、殉死の禁止）、②玉川上水開削の建議、③明暦の大火直後の江戸復興計画の立案と迅速なる実行（ただし江戸城天守閣は無用の長物として再建せず）などが挙げられよう。また会津藩初代藩主として残した大きな足跡としては、④幕府より早く殉死を禁じたこと、⑤社倉しゃそう制度の創設（以後、飢饉の年にも餓死者なし）、⑥間引の禁止、⑦本邦初の国民年金制度の創設（身分男女の別を問わず、九十歳以上の者に終生一人扶持（一日につき玄米五合）を給与）、⑧受診料無料の救急医療制度の創設、⑨会津藩の憲法である家訓十五カ条の制定などが思い出される。

『千載之松』は、正之がなぜこのような文治主義の政治をおこなったかという点についても少なからず言及している。この史料を参照しつつ『保科正之―徳川將軍家を支えた会津藩主』（中公新書）や『名君の碑 保科正之の生涯』（文春文庫）を書いてきた私としては、本書の復刻を喜ばずにはいられないのだ。

また『日新館童子訓』の日新館とは、田中玄宰の指導によって新設された会津藩の藩校のこと。この藩校に十歳で入学した会津藩の子弟たちに道徳の教科書として与えられたのが『日新館童子訓』であり、その編者は五代藩主松平容頌かのぶだから、会津藩は藩校で独自の教科書を用いている珍しい藩でもあったのだ。

ここに収録されているのは、かつて会津に生きていた孝行息子たちの美談や武士の見習うべき忠義譚など合わせて七十五話である。玄宰が藩主の書き溜めていたこの書物の原本をなぜ教科書にすることにしたかという点、天明二年（一七八二）から三年つづいた「天明の大飢饉」によって火付け、強盗、遺体投棄などの犯罪がめだちはじめ、土風を鍛え直す必要に迫られたからであった。

この目的を達成するために玄宰の取った手法は、『日新館童子訓』を藩士の家一戸につき一冊ずつ配布して主婦や娘たちにも読ませたことである。主婦たちは幼い子が寝つく前に読み聞かせをおこなった



ため、同書に記された忠孝譚は会津藩の家中全体に浸透し、モラルの向上に大いに益した。本書が『会津論語』という別名を持つのも、すべての会津藩子弟が本書によって武士としての生き方を考えはじめたからにほかならない。

ちなみに本書収録の『日新館童子訓』には編註者のていねいな「註」がついている分だけ、木版刷りの原本より読みやすくなっていることを追記しておく。

最後に触れておきたいのは、本書がなせ昭和十三年に東京の出版社から刊行されたか、という点についてである。この年は明治元年（一八六八）の戊辰の年から七十年目に当たっており、前年六月には徳富蘇峰が福島県若松市（現会津若松市）において幕末維新期の会津藩は賊徒にあらざとする講演をおこなった。聴衆が万雷の拍手で応じるといふ一幕があった。さらに十三年三月には、会津人飯沼関弥が『会津松平家譜』（マツノ書店から復刻）を刊行。五月には、会津戊辰戦争に倒れた中野竹子女史の殉難碑の除幕式も会津若松市郊外でおこなわれた。このように会津藩再評価の気運が盛り上がる一方で日中戦争もはじまったため、やはり会津人である編註者は会津魂の真髓を世に問おうとして本書を編纂したのである。

なお『日新館童子訓』は、私も『会津論語 武士道の教科書「日新館童子訓」を読む』（PHP文庫）において現代語訳したことがある。しかし、『千載之松』は『会津会々報』の第一号から第七号（大正元年（一九一〇）から同四年）にかけて分載されたことはあっても、会津会の会員以外には頒布されずにおわった。

『大藩秘蔵 会津全書』にしても「限定版一千部」（奥付）しか刷られなかったため、古書店でもまず見掛けたことがない。今回刊行されるマツノ書店版は原本より読みやすい形になるそうなので、歴史愛好家のみなさんにお勧めしたいと考えてこの稿を草した。

## 略目次

### 日新館童子訓

- 三大恩のこと
- 人たるの道
- 朝夕の心得
- 我身の勞を厭ふな
- 父母の命に順なれ
- 敬愛と謹慎
- 父母の意に逆ふな
- 舅姑に事ふる道
- 人の子たるの礼
- 親を寧ぜよ
- 斯の如く敬せよ
- 和氣・愉色・婉容
- 先づ親を称ふべし
- 父母病み給ふ時
- 養老の心尽くし
- 諫めて逆らはず
- 身は父母の遺体
- 孝に三あり
- 人は萬物の靈長
- 畏れて怨まず
- 念願常に父母あり
- 眞の孝養
- 直諫・苦諫・諷諫
- 孝・妻子故に哀へず
- 忠孝二本
- 臣の道
- 諫の諸相
- 補弼の任
- 社稷を寧する臣
- 学文の則
- 弟子の道
- 謙讓は学問の基

- 尊者に封するの礼
- 佛順の道
- 兄の愛
- 長幼の序
- 長者に事ふる道
- 朋友の交
- 交友を選べ
- 交誼心得草
- 君子の惡むところ
- 人生三期の戒め
- 神を瀆すなかれ
- 至徳感応
- 日新の徳

### 千載之松

- ①土津公の生立
- 御誕生
- 保科肥後守へ養子となる
- 高遠入
- 正光公の心遣ひ
- 見性院の逝去
- 棋道の天才
- 水練にも出精
- 信濃様
- 人物試験
- 保科肥後守逝去
- 悲喜交々
- ②最上城主
- 家光公に愛せらる
- 出羽最上へ転封
- 旧領民の敬慕
- 飢饉救済
- 髭切丸
- 江戸屋敷を賜ふ
- 高原の乱の教訓
- この覚悟
- 天下の御意見番

- 本丸焼失
- 海手屋敷拜領
- 半天下
- 鷹狩挿話
- ③会津転封
- 東国の鎮護
- 城受取
- 民間仕置制定
- 五山御取立
- 三春騒動
- 家綱公御元服
- 孝子表彰
- 親しく民の聲を聴く
- 仁政に人口激増
- 日月出矣囂火不息
- 僻阪の山村潤ふ
- 人頭改め
- 公事奉行設置
- 三代將軍薨去
- ④四代將軍後見役
- 補弼の大任に専念
- 澹台滅明
- 暑中の精勵
- 山比正雪の事件
- ⑤総動員施設
- 治に亂を忘れず
- 武芸奨励
- 不時の備へ
- 留守城代
- 廻米道
- ⑥藩政大革新
- 儒学に傾倒
- 輔養編の著述
- 條目制定
- 法度の徹底
- 奥端侍
- 家中への仁慈

- 救助米
- 郷村の穀留
- 將軍の名代
- 高位御辞退
- 家号と同紋
- 親子の公事
- 惨刑法度
- 穿鑿の緩急軽重
- 朝鮮使節
- 坊主法度
- 孝子御取立
- 社会法實施
- 塩の貯蔵
- 麦作奨励
- ⑦天下多事
- 聖学尊信
- 寄合日定る
- 横日衆迭察
- 綱紀肅正
- 進言を用ひらる
- 明暦の大火
- 共夜の城内
- 米倉開放
- 回向院建立
- 罹災民救助
- 非常節約
- 秩序回復
- 風雲を孕む
- 非常時体制
- 熊之助召出
- ⑧仁慈の善政
- 質素の範を垂る
- 氣は確か?
- 養子縁組不得心
- 玉川上水道敷設
- 下屋敷拝領
- 家中掟改定

- 消防と褒賞
- 天守閣は後廻し
- 仁慈非人に及ぶ
- 世相不穩に善処
- ⑨逸話の種々
- 井伊掃部頭との交遊
- 阿部豊後守
- 伯夷の事
- 眞の忠臣
- 性善性悪問答
- 罪と罰
- 閉居に悟る
- 南天燭
- 使者の口上
- 馬と人
- 珍小袖
- 鈴の音
- 名後見
- ⑩開病録
- 眼疾
- 死殉を禁ず
- 凶年に備ふ
- 役と人物
- 行届いた人事
- 御留守居
- 巫祝の類追払
- 救助米
- 任免の心得
- 家系を正す
- 吐血
- 榊原式部大輔推挙
- 流謫・蛸居者救免
- 二言を贈ふ
- 貞女を賞す
- 二進退の病勢
- ⑪宗教改革
- 山崎闇齋進講

- 稽古堂と無爲庵
- 本朝通鑑
- 薪払底
- 人質廃止
- 養療
- ある裁判
- 敬神崇祖
- 古神道復興
- 質實の範を垂る
- 詩経に学ぶ
- ⑫善政の跡
- 賞罰の詮議
- お羽織と茶坊主
- 玉山講義附録
- 祭葬を正す
- 賜餐
- 隱居願肯かれず
- 会津風土記成る
- 寺社縁起書上
- 御判升
- 期間禁漁の定め
- 歌の錢け
- 延喜式内古社修復
- 神仏分離
- 低利貸付
- 湯漬の馳走
- 神社改め
- 偽金発見
- 向邸炎上
- ⑬赫々遺烈
- 家訓制定
- 元老
- 三部の御書
- 在米調節
- 飢饉封策
- 百姓愛憐
- 蠅役人恐入る

- 縮翰出禁止
- 生ける教訓
- 御刀吟味
- 會計の責任
- 好學
- 文武の長短
- 数々の師友
- 飲食の戒
- ⑭晩年の土津公
- 隱居
- 家中安穩
- 形見分け
- 忠僕の処分
- 会津御帰城
- 極樂寺事件
- 東市様逝去
- 常平法
- 抑恩の徒
- 神号奉進
- 由中正安逝く
- 成瀬主計成敗
- 身木の梅
- 三家老訓戒
- 湯治行
- 壽藏御見立
- 会津旧事雑考成る
- 新田開発
- ⑮見櫛の松風
- 修書献上
- 大悟徹底
- 聖賢の話
- 御重態
- 御遺言
- 薬石無効
- 御他界
- 落花紛々
- 遷宮祭
- 神鎮り給ふ

■体裁

A5判並製・五四〇頁

■予約特価 六千円（税・送料別）

■定価 七千円（税・送料別）

■特価締切 27年6月10日（厳守）

■発売 27年7月上旬予定

**限定三百部復刻**

▼書店不卸 ▼縮切厳守 ▼返本OK

●セット特価をご利用下さい。

山口県周南市銀座2-13  
☎08342295  
マツノ書店  
URL <http://www.matsuno.com>